

北上地区消防組合情報公開条例及び北上地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月23日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

**管理者署名**

北上地区消防組合条例第3号

北上地区消防組合情報公開条例及び北上地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

議案第6号

北上地区消防組合情報公開条例及び北上地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

(北上地区消防組合情報公開条例の一部改正)

第1条 北上地区消防組合情報公開条例(平成26年北上地区消防組合条例第5号)の一部を次のように改正する。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、当該開示請求の理由が第5条ただし書に該当する場合又は開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げるものを除く。</p> | <p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、当該開示請求の理由が第5条ただし書に該当する場合又は開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等<u>(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)</u>により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人</p> |

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| <p>ア～ウ [略]<br/>(3)～(5) [略]</p> | <p>の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げるものを除く。<br/>ア～ウ [略]<br/>(3)～(5) [略]</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>      |  |

(北上地区消防組合個人情報保護条例の一部改正)

第2条 北上地区消防組合個人情報保護条例（平成26年北上地区消防組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</u></p> | <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</u><br/> <u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u><br/> <u>）</u></p> |

- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]

(収集の制限)

第4条 [略]

2 [略]

3 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、事務の適正な遂行のために当該個人情報が必要かつ欠くことのできないときは、この限りでない。

(保有個人情報の開示義務)

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報

イ 個人識別符号が含まれるもの

- (3) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。
- (4) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]

(収集の制限)

第4条 [略]

2 [略]

3 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、事務の適正な遂行のために当該個人情報が必要かつ欠くことのできないときは、この限りでない。

(保有個人情報の開示義務)

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報

」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ [略]

(5)～(8) [略]

(部分開示)

第15条 [略]

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第4号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の

」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ [略]

(5)～(8) [略]

(部分開示)

第15条 [略]

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第4号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除い

情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第43条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第10条第2項の委託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

た部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第43条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第10条第2項の委託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第6号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年10月23日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋敏彦

提案理由

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、個人情報の定義を変更するほか、所要の改正をしようとするものである。